

第31期事業報告書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

株式会社 多摩ニュータウン開発センター

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

- ① 当期（平成30年4月から平成31年3月まで）における我が国経済は、企業収益の拡大が続くなか設備投資が増加し、雇用・所得環境の改善により個人消費も持ち直しの動きが続くなど、緩やかな回復基調が継続いたしました。一方では、米中貿易摩擦の激化や、欧米の政治的混乱など複数の要素により我が国の景気が下押しされるリスクがあり、海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動に留意する必要があります。

不動産事業では、都心部を中心に賃貸オフィスの空室率は引き続き低水準で推移し、賃料も上昇傾向が継続するなど、堅調に推移した一方、郊外への影響は鈍く、今後も東京五輪に向けた首都圏での再開発の影響等に留意していく必要があります。

こうした状況のもと、平成30年度の当社事業を振り返ってみると、ビル賃貸については、10月に長年空室となっていたパオレ高層棟の10階にコールセンターの入居があり、10月以降の入居率は100%となりました。当期の平均入居率は、貸付対象面積に対する比率で前期比1.3%増の98.8%となっています。

また、施設建築物については、機能維持や魅力向上を目指し、トイレリニューアル工事や基本照明のLED化などを着実に展開しています。

- ② 当社事業の第二の柱である駐車場賃貸では、第1駐車場においてTOHOシネマズとの提携により、利用が増えたこともあり、利用率は2.67台/日（前期比0.02台/日増）となりました。
- ③ また、当社の重要な課題である平成13年11月の民事再生計画の履行として、株式会社イトーヨーカ堂と東京都に対する借入金について、平成24年2月から株式会社イトーヨーカ堂、平成30年3月から東京都にそれぞれ弁済を行っています。

以上の結果、当期の売上高は1,622百万円（前期比1.9%増）、営業利益は396百万円（前期比5.9%減）、経常利益は398百万円（前期比5.7%減）となり、当期純利益は276百万円（前期比4.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は139百万円であり、主なものはパオレ高層棟9階、7階、低層棟5階のトイレ改修であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、ビル賃貸、駐車場賃貸をめぐる厳しい環境の中において、今後も努力し、民事再生計画の確実な履行を図るとともに、社業の一層の発展を期する所存です。

① ビル賃貸においては、的確なリーシング業務を行い、入居率の維持に努めてまいります。また、施設建築物の適切な維持更新を図りビルの価値を高めてまいります。

② 駐車場賃貸においては、保有する施設の効率的な運営を図り利用率の向上に努めてまいります。

③ 会社運営にあたっては、コスト削減をめざし業務委託費等の経費の一層の見直しを図ってまいります。

④ 会社資金の運用について、大口定期預金の利用等、引き続き適切に対応してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	(第28期) 平成27年度	(第29期) 平成28年度	(第30期) 平成29年度	(第31期) 平成30年度
売 上 高	1, 621, 320	1, 540, 665	1, 591, 798	1, 622, 741
経 常 利 益	410, 470	376, 293	422, 380	398, 483
当 期 純 利 益	263, 561	259, 965	289, 820	276, 131
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	14, 691円28銭	14, 490円85銭	16, 154円98銭	15, 391円93銭
総 資 産	10, 595, 377	10, 454, 825	10, 547, 645	10, 404, 785

(6) 主要な事業内容

店舗、事務所施設等の建設、管理及び賃貸

(7) 主要な事業所

本店 東京都八王子市南大沢二丁目 2 番地 (パオレビル 7 階)

(8) 従業員の状況 (平成31年 3 月 31 日現在)

① 従業員数 3 名 (他に嘱託 5 名)

② 平均年齢 57.9 歳 (嘱託含む)

③ 平均勤続年数 2 年 9 ヶ月 (嘱託含む)

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 17,940株
(2) 当期末株主数 22名
(3) 上位10名の株主（平成31年3月31日現在）

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
東京都	9,180 株	51.2%
株式会社みずほ銀行	897 株	5.0%
株式会社三菱UFJ銀行	897 株	5.0%
株式会社三井住友銀行	897 株	5.0%
みずほ信託銀行株式会社	897 株	5.0%
株式会社りそな銀行	720 株	4.0%
東京建物株式会社	681 株	3.8%
三井住友信託銀行株式会社	540 株	3.0%
株式会社東京エイドセンター	498 株	2.8%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	450 株	2.5%

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成31年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
瀧 本 裕 之	取締役社長 (代表取締役)	
小 泉 健	取 締 役	東京都都市整備局次長
松 崎 浩 一	取 締 役	東京都都市整備局 多摩ニュータウン事業担当部長
鈴 木 克 己	常勤監査役	
足 助 紀 彦	監 査 役	株式会社みずほ銀行 公務部長
鮫 島 靖 志	監 査 役	東京ガス株式会社 首都圏営業部長

注1 代表取締役大和田元氏は、平成30年4月1日に辞任しました。

注2 代表取締役瀧本裕之氏は、平成30年4月1日に就任しました。

注3 取締役松崎浩一氏は、平成30年5月25日に就任しました。

注4 代表取締役瀧本裕之氏は、平成31年4月15日に辞任しました。

注5 代表取締役田村聡志氏は、平成31年4月16日に就任しました。

注6 監査役足助紀彦氏は、平成31年4月15日に辞任しました。

注7 監査役石田大介氏は、平成31年4月15日に就任しました。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

取 締 役	監 査 役	計
1 名	1 名	21,156千円

注 取締役報酬限度額及び監査役報酬限度額は、平成5年6月24日の第5回定時株主総会決議により、それぞれ月額2,500千円及び月額1,300千円となっております。

4 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 4,300千円

5 会社の体制及び方針

当社は、企業、特に東京都の監理団体としての社会的信頼に応えるため、平成18年6月7日付けで「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を策定し、その体制整備に努めてきました。その内容は次のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、東京都の監理団体として、また企業としての社会的信頼に応えるため、法令及び企業倫理遵守の姿勢を明確にし、全役職員に周知徹底させる。

また、コンプライアンス全体を統括する組織として、社長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程等社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の経営に重大な影響を及ぼす恐れのある損失の危険を適切に認識し、迅速な対応をとるため、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は少なくとも3ヶ月に1回開催し、代表取締役から経営状況の報告を受けるとともに経営事項について審議・議決し、また取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補佐する使用人はいないが、必要な場合は監査役と協議の上、合理的な範囲内で設置することとする。

なお、当該使用人の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には、監査役会の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めている事項が生じたときは、監査役に報告する。また前記に係わらず監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

- ・常勤監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため社内の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役及びその使用人に説明を求めることとする。

- ・監査役への報告やその他内部通報を行った取締役及び使用人に対して、当該報告や内部通報を理由に懲戒処分、その他不利益な処分を行わないものとする。

- ・監査役が実施する当社の業務に関する調査等の費用については、当社が負担する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。

特に上記基本方針のなかの「コンプライアンス・リスク管理委員会」に関しては、第15回委員会を平成31年3月18日に開催しました。

貸 借 対 照 表

(平成31年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流 動 資 産	3,016,160	流 動 負 債	647,141
現金及び預金	2,975,226	1年内返済予定再生債務	297,474
売 掛 金	36,770	1年内返済予定受入保証金	117,403
前 払 費 用	3,401	1年内返済リース債務	543
そ の 他	762	未 払 法 人 税 等	61,687
		未 払 消 費 税 等	4,578
		未 払 金	100
		未 払 費 用	59,433
		預 り 金	625
		前 受 金	105,294
固 定 資 産	7,388,624		
有形固定資産	7,381,847	固 定 負 債	4,871,615
建 物	3,632,502	長 期 未 払 金	1,939,176
構 築 物	27,021	再 生 債 務	2,620,258
機 械 及 び 装 置	556	受 入 保 証 金	117,403
器 具 及 び 備 品	16,766	受 入 敷 金	193,343
土 地	3,705,000	リ ー ス 債 務	1,432
無形固定資産	843		
電 話 加 入 権	843	負 債 合 計	5,518,756
		【純資産の部】	
投資その他の資産	5,933	株 主 資 本	4,886,028
繰 延 税 金 資 産	5,803	資 本 金	897,000
そ の 他	130	利 益 剰 余 金	3,989,028
		その他利益剰余金	3,989,028
		修 繕 積 立 金	1,087,000
		繰越利益剰余金	2,902,028
		純 資 産 合 計	4,886,028
資 産 合 計	10,404,785	負債・純資産合計	10,404,785

損 益 計 算 書

〔 自 平成30年 4 月 1 日
至 平成31年 3 月31日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
不動産賃貸収入	1,341,414	
その他営業収入	281,326	1,622,741
売 上 原 価		1,075,310
売 上 総 利 益		547,430
販売費及び一般管理費		150,551
営 業 利 益		396,879
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	234	
雑 収 入	1,374	1,608
営 業 外 費 用		
雑 損 失	4	4
経 常 利 益		398,483
特 別 損 失		
固定資産除却損	89	89
税引前当期純利益		398,393
法人税、住民税及び事業税		122,598
法人税等調整額		△336
当 期 純 利 益		276,131

株主資本等変動計算書

（ 自 平成30年 4 月 1 日
至 平成31年 3 月31日 ）

（単位：千円）

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計	
		その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
		修繕積立金	繰越利益 剰 余 金			
当期首残高	897,000	987,000	2,725,897	3,712,897	4,609,897	4,609,897
当期変動額						
修繕積立金の積立	—	100,000	△100,000	—	—	—
当期純利益	—	—	276,131	276,131	276,131	276,131
当期変動額合計	—	100,000	176,131	276,131	276,131	276,131
当期末残高	897,000	1,087,000	2,902,028	3,989,028	4,886,028	4,886,028

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1 資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に基づく定額法によっております。

主な有形固定資産の耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 3～39年

構築物 6～35年

また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を0円とする定額法によっております。

3 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

4 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

貸借対照表に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 担保に供している資産及び担保に係る債務

(単位：千円)

担保に供している資産			担保に係る債務	
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高
建 物	374,515	抵当権	1年内返済予定受入保証金	62,500
土 地	2,928,000	抵当権	長 期 未 払 金	1,939,176
			受 入 保 証 金	62,500
合 計	3,302,515		合 計	2,064,176

- 3 有形固定資産の減価償却累計額 10,913,903 千円

- 4 再生債務

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

損益計算書に関する注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

- 1 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2 当事業年度末日における発行済株式の総数 17,940 株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税であります。

金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、借入については東京都等から資金を調達しております。

再生債務は、民事再生法第84条に定める、再生債権者に対し再生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の支払義務です。当社は平成13年11月17日に再生計画認可決定の確定を受けているため、当該再生計画に基づく返済額を負債として計上しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	2, 975, 226	2, 975, 226	—
(2) 長期未払金	(1, 939, 176)	(1, 957, 949)	△18, 773
(3) 再生債務			
借入金	(369, 135)	(369, 406)	△271
(4) 受入保証金	(234, 807)	(235, 238)	△431

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法

（1） 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（2） 長期未払金、(3) 再生債務並びに (4) 受入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標をもとに算定した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2） 再生債務のうち敷金・保証金部分（貸借対照表計上額 2, 548, 597 千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を算定することが極めて困難と認められるため、「(3) 再生債務」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都において、賃貸用のオフィスビル及び商業施設（土地を含む。）を有しております。

2 賃貸等不動産の時価に関する事項

（単位：千円）

貸借対照表計上額	時 価
7,364,524	12,592,021

（注１） 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

（注２） 当期末の時価は、「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

（注３） 上記の時価に含まれる構築物の計上額については、帳簿価額を計上しております。

（注４） 賃貸用オフィスビルの一部については、当社が使用しておりますが、一括して時価を算定しております。

関連当事者に関する注記

1 名称 東京都

2 属性 主要株主

3 議決権の所有割合 51.2%

4 関係内容

(1) 役員の兼任 2名

(2) 事業上の関係

（単位：千円）

取引の内容	取引の種類	取引金額	当期末残高
不動産賃貸借等	不動産賃貸収入 (注１)	20,701	—
	売掛金 (注１)	—	126
	受入敷金 (注１)	—	480
民 事 再 生	長期未払金 (注２)	—	1,939,176
	再生債務 (注３)	—	382,018
担 保 提 供	土地及び建物 (注４)	1,939,176	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 通常の市場取引による取扱と同様に決定しています。

(注2) 長期未払金 1,939,176 千円 の返済条件は次のとおりです。

令和3年2月まで据え置き、7年(年1回)返済、無利子

(注3) 再生債務 382,018 千円 の返済条件は次のとおりです。

(ア) 借入金 369,135 千円

2年(年1回)返済、無利子

(イ) テナント敷金 12,882 千円

物件明け渡し後2ヶ月以内に返済

(注4) 上記の長期未払金に対して土地及び建物を担保提供しております。

なお、担保提供の取引金額には、当事業年度末の長期未払金残高を記載しております。

1 株当たり情報に関する注記

1	1株当たり純資産額	272,353円86銭
2	1株当たり当期純利益	15,391円93銭

重要な後発事象に関する注記

計算書類に計上又は注記すべき重要な後発事象はありません。

謄 本

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 17 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

原 田 清 朗 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

大立目 克 哉 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」

（会計計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年5月23日

株式会社多摩ニュータウン開発センター 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 克己

監査役（社外監査役） 石田 大介

監査役（社外監査役） 鮫島 靖志

謄 本

独立監査人の監査報告書

令和元年 5 月 17 日

株式会社多摩ニュータウン開発センター
監査役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

原 田 清 朗 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

大立目 克 哉 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社多摩ニュータウン開発センターの平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上